



濃厚接触者の候補者リスト作成の基準

※リストの添付資料：基本情報記入シート・行動歴記入シート 等

濃厚接触の可能性の判断 ※大阪府健康医療部HPより

陽性者の感染可能期間中に

- 手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上話しをした者
- 車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者
- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をしていた者（例：医療従事者・介護職など）
- 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）

教職員が濃厚接触者になり、10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する取扱いの基準

- ① 予め事業の継続に必要な業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施するものを最小限に限定できること
- ② PCR検査又は抗原定量検査（やむを得ないときは抗原定性検査キット）が実施できる体制がつけられること
- ③ 検査実施にあたっては、濃厚接触者になった職員の健康観察を確実にを行い、無症状であることを確認ができること
- ④ 10日を待たずに検査陰性により待機を解除された職員について、業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること
- ⑤ 保健所から体制の確認を求められた時に速やかに実施状況を提示できること